

こころえ  
金ヶ瀬中学校「生徒心得」

1 登下校・持ち物 「時間を守る・安全を考える・学ぶ心構えをもつ」

- (1) 登校時間（8時15分）、下校時間（時期により異なる）を守ること。
- (2) 登校時は原則として制服で登校すること。ただし、行事日や休日の部活練習時は運動着登校を認める場合もある。
- (3) 登下校は申請した通学路を通り、交通マナーを守ること。
- (4) 通学は学校指定のかばんを使用すること。他に運動着等を持参する場合はスポーツバッグ等を使用することが望ましい。
- (5) 学校生活や授業に必要なものは持ってこないこと。（携帯電話、マンガ、ゲーム、金銭、菓子等）持ってきた場合は、教師が預かり保護者へ返却するものとする。
- (6) 欠席や遅刻の場合は、朝のうちに必ず保護者が連絡すること。
- (7) 事情があって早退する場合は、保護者の連絡か、本人が担任の許可を得ること。
- (8) 登校後は無断で校外に出ないこと。（忘れ物があっても原則的には家には戻らない）

2 服装・髪型 「中学生が学ぶ場にふさわしい身なりを心がける」

＜男子の服装＞

- (1) 標準学生服・ズボン・白のワイシャツを着用すること。変形した制服は認めない。襟カラーも必ずつけること。
- (2) 学生服のつめ襟右側に校章をつけ、左胸に名札をつけること。アクセサリー等は一切つけないこと。
- (3) 夏季（6月～9月）は白のワイシャツとし、左胸に名札をつけること。ワイシャツの下には白いTシャツ等を着用する。
- (4) 寒い時期は制服の下にセーターやカーディガンまたはトレーナーの着用を認める。（パーカーは不可）色は（黒・紺・濃いグレー）とする。ただし、制服から袖や裾を出さないこと。

＜女子の服装＞

- (1) 学校指定の制服・スカート・ネクタイ・白のワイシャツを着用すること。ベストも着用してよいが、学校指定のものとする。スカートの丈はひざ頭が隠れる程度とする。
- (2) 右の襟に校章をつけ、左胸に名札をつけること。アクセサリー等はつけないこと。
- (3) 夏季（6月～9月）は白のワイシャツとし、左胸に名札をつけること。
- (4) 寒い時期は制服の下にセーターやカーディガンの着用を認める。（パーカーは不可）色は（黒・紺・濃いグレー）とする。ただし、制服から袖や裾を出さないこと。

＜男女共通の服装＞

- (1) ソックスは白の無地またはワンポイントマークまでとする。（ジャージ着用時も同様）
- (2) 通学靴は白を基調とした運動に適した靴とする。 ※スニーカーソックスはジャージの時のみ
- (3) 上履きは学校指定のもの（学年ごとラインの色指定）とする。
- (4) 冬季は、防寒着として、オーバー・コート・ジャンパー・ウインドブレーカー等を着用してもよいが、登下校にふさわしい華美でないものとする。着用は登下校時とし、校舎内では着用しないこと。
- (5) 朝の会や儀式（始業式・終業式等）には制服で臨むこと。
- (6) 実技、作業、清掃は学校指定の運動着で行う。その他の授業では指示がない限り制服とする。
- (7) ジャージは学校指定のものを着用する。下に着用するTシャツは白、トレーナーは白色、または制服の時と同じ「黒・紺・濃いグレー」のものとする。夏季の体育や体育的行事は、原則として半袖Tシャツ・ハーフパンツで行う。Tシャツは金中Tシャツかまたは白の左胸ワンポイントマークまでのTシャツとする。

## <髪型>

- (1) 男女とも簡素で清潔な髪型を心がけること。脱色・染色・パーマ・整髪料の使用等は禁止する。また、ピアスの穴を空けることも禁止する。
- (2) 男女とも前髪は目にかからないようにすること。後ろは、肩にかからないこと。横は下を向いたときに顔にかからないこと。長い場合はピンで留めたり、結んだりすること。カチューシャやリボンを使用しない。ヘアピンやゴムを使用するときは黒系の華美でないものとする。

## 3 校内生活 「当たり前のことをしっかりと行う」

- (1) 名前を呼ばれたら、いつでも元気よく「はい」と返事をする。
- (2) 自ら進んであいさつし、あいさつされたら必ずあいさつを返す習慣を身に付けること。
- (3) 普段から言葉遣いに気を付け、思いやりのある言動を心がけること。
- (4) 職員室や他の教室に入る時は、ノックをし、学年、組、氏名、用件をはっきり言って入室すること。
- (5) 職員室内では騒がないこと。勝手に先生方の机の上の物に手をふれないこと。
- (6) 特別教室の無断使用や無断入室はせず、必ず担当の先生の許可を得ること。他学年の教室に行くときは入口で用事のある生徒を呼んで廊下で話すこと。中庭では、危ない遊びや学校の備品を使った遊びは行わない。雨の日は中庭には出ないこととする。
- (7) 校舎・施設・用具は大切に扱うこと。破損してしまった場合は直ちに先生に申し出て、その後の指示をあおぐこと。(状況によっては弁償もあり得る)
- (8) 常に身の周りの整理整頓に心がけ、自分の机・椅子・ロッカー・靴箱等は自分の責任で管理すること。
- (9) 授業の間の休憩時間にトイレをすませ、特別教室への移動等、次の授業の準備をすること。
- (10) 始業のチャイムが鳴ったらすぐ自分の席に着き、静かに先生を待つこと。
- (11) 授業中は私語を慎むこと。意見を述べる、あるいは質問をする時は手を挙げて発言すること。

## 4 校外生活 「自分の身は自分で守る」

- (1) 外出するときは、行き先、用件、同行者、帰宅時間を家族に告げてから出かけること。
- (2) 日没までには帰宅すること。日没後の外出は保護者同伴で行うこと。
- (3) 友達同士での外泊は禁止する。
- (4) カラオケ場・ボーリング場・ゲームセンター等の遊戯施設への生徒だけでの入場は禁止する。必ず保護者等、責任のもてる大人が付き添うこと。(非行防止のため)

## 5 その他

- (1) 自転車通学は、原則として2km以上の生徒で、年度初めに自転車通学許可を受けた者のみとする。(通学用の自転車にステッカーを貼付)
- (2) 自転車通学者は、登下校とも必ずヘルメットをかぶり、あごひもを締めること。交通ルールをしっかりと守ること。守れない場合は家庭に連絡し、自転車通学を取り消す場合もある。
- (3) 休日や長期休業中に部活動等で登校する場合、自転車通学者以外は自転車での登校を認めない。
- (4) 校外学習や部活動遠征等のため、自転車通学者以外の生徒が自転車を使用する場合は、必ず事前に、担任または顧問の先生の許可を受け、ヘルメットを着用すること。
- (5) 中学生のアルバイトは法律で禁止されているが、新聞配達については届けを出して許可を受ければ行うことができる。
- (6) 携帯、スマホ等のインターネット関連のものやゲーム等の使い方はお家の人との約束を守って使用すること。夜9時以降の使用は「おおがわらルール」に則り、認めない。
- (7) 通信機器を使用する際は、SNS等において、個人情報掲載や他者への誹謗中傷など、トラブルにならない正しい使い方を心がけること。